

平成 30 年 7 月 17 日



各 位

株 式 会 社 F R O N T E O
代 表 取 締 役 社 長 守 本 正 宏
(コード番号：2158 東証マザーズ)
(NASDAQ ティッカーシンボル：FTEO)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 上 杉 知 弘
電 話 番 号 0 3 - 5 4 6 3 - 6 3 4 4

会計監査人の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、当社の会計監査人である E Y 新日本有限責任監査法人与合意の上、6. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯のとおり会計監査人を異動することとしました。

また、本日開催の監査役会において、会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、一時会計監査人の選任を決議いたしましたので、下記お知らせいたします。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等につきましても同様であります。

記

1. 異動年月日

平成30年7月17日

2. 異動に係る会計監査人の概要

(1) 就任する一時会計監査人等の概要

名称	三優監査法人
所在地	東京都新宿区西新宿一丁目24番1号 エステック情報ビル15F
業務執行社員の氏名	山本 公太 増田 涼恵
日本公認会計士協会の上場会社監査 事務所登録制度における登録状況	登録されております。

(2) 退任する会計監査人の概要

名称	E Y新日本有限責任監査法人
所在地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
業務執行社員の氏名	香山 良 田中 卓也
日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況	登録されております。

3. 2(1)に記載する者を一時会計監査人とした理由

当社監査役会が三優監査法人を会計監査人に選任した理由は、当社が会計監査人に求める独立性及び専門性、監査活動の適切性を具備し当社グループのグローバルな事業活動を一元的に監査する体制を有していることと、新たな視点による監査を実施できるメリット、監査報酬を総合的に勘案した結果、適任と判断したものであります。

4. 退任する会計監査人の直近における就任年月日

平成29年6月29日

5. 退任する会計監査人が直近3年間に作成した監査報告書における意見等

該当事項ありません。

6. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

平成30年6月15日付「第15回定時株主総会開催日の変更及び第15回定時株主総会の継続会の開催に関するお知らせ」のとおり、当社米国子会社において会計監査の対応に想定以上の時間を要したことを受け、株主、投資家の皆様を始め、関係者の皆様にはご心配をお掛けいたしました。E Y新日本有限責任監査法人による平成30年3月期の会計監査は無事終了し、無限定適正意見を付した監査報告書を受領いたしました。

その後、当社は、当社の会計監査人であるE Y新日本有限責任監査法人と、平成31年3月期の監査業務体制及び当社の内部統制の改善計画について継続的な協議を行ってまいりましたが、平成30年3月期の監査状況を踏まえ、改善計画が実行されたとしても、監査工数が相当な規模になるとの同監査法人の方針を受け、当社としては、改善計画の実行により円滑な決算処理・監査対応が可能になること及び当社の規模等を勘案して、決算・監査対応スケジュールの観点及び経済的合理性の観点から検討を行い、両者共に誠実に協議した結果、同監査法人と合意の上、監査契約を継続しないことといたしました。

これに伴い、平成31年3月期第1四半期のレビューを早期に開始し、適正な監査業務を継続される体制を維持するため、当社監査役会は本日付で三優監査法人を一時会計監査人に選任することを決議いたしました。

なお、退任にあたりE Y新日本有限責任監査法人からは、監査業務の引継ぎについての協力を得ることができる旨の確約をいただいております。

7. 6. の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答をいただいております。

以 上